



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月8日金曜日 第2520号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	(税務課) ...	875
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	875
地域森林計画案の公表.....	(林業政策課) ...	875
地域森林計画の変更案の公表(4件).....	(") ...	875
公有水面埋立免許.....	(港湾海岸課) ...	876
公共測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課) ...	877
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局四国中央保健所) ...	877
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	880
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	880
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	880
道路の供用開始(県道喜路能登線).....	(") ...	880
道路の区域変更(県道小田柳谷線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	881
道路の供用開始(").....	(") ...	881
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	(") ...	881
道路の供用開始(").....	(") ...	881
道路の供用開始(県道大洲保内線).....	(") ...	881

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 882

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正..... (選挙管理委員会) ... 882

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 883

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1206号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
野村石油株式会社 代表取締役 野村 忠秀	松山市中央一丁目17番45号	平成25年 9月30日

○愛媛県告示第1207号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西 条 市	平成28年 10月31日 まで

○愛媛県告示第1208号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1209号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1210号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1211号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1212号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1213号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
代表者 愛南町長 清水 雅文
南宇和郡愛南町越田99番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘菊川2244番1から2284番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線、20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10m）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘菊川2286番1地先の銭坪護岸に設置された金属鈓）は、北緯32度58分38秒、東経132度31分04秒の地点

1点は、基点から真北107度30分32秒193.71メートルの地

点

- 2点は、1点から真北230度20分31秒28.43メートルの地点
- 3点は、2点から真北320度20分31秒15.00メートルの地点
- 4点は、3点から真北230度20分31秒15.00メートルの地点
- 5点は、4点から真北355度20分27秒15.00メートルの地点
- 6点は、5点から真北265度20分31秒33.00メートルの地点
- 7点は、6点から真北355度20分31秒1.00メートルの地点
- 8点は、7点から真北265度20分31秒3.10メートルの地点
- 9点は、8点から真北175度20分31秒1.00メートルの地点
- 10点は、9点から真北265度20分31秒36.90メートルの地点
- 11点は、10点から真北355度20分31秒1.00メートルの地点
- 12点は、11点から真北265度20分31秒3.10メートルの地点
- 13点は、12点から真北175度20分31秒1.00メートルの地点
- 14点は、13点から真北265度20分31秒23.90メートルの地点
- 15点は、14点から真北308度20分33秒23.00メートルの地点
- 16点は、15点から真北38度20分33秒1.00メートルの地点
- 17点は、16点から真北308度20分33秒3.10メートルの地点
- 18点は、17点から真北218度20分33秒1.00メートルの地点
- 19点は、18点から真北308度20分33秒23.90メートルの地点
- 20点は、19点から真北38度20分33秒28.49メートルの地点

ウ 面積

4,649.06平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘菊川2244番1から2286番1までの地先公有水面

イ 区域

次のA点からS点までを順次直線で結んだ線並びにS点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘菊川2286番1地先の銭坪護岸に設置された金属鈓）は、北緯32度58分38秒、東経132度31分04秒の地点

- A点は、基点から真北285度13分13秒6.55メートルの地点
- B点は、A点から真北113度10分26秒21.63メートルの地点
- C点は、B点から真北139度22分18秒28.69メートルの地点
- D点は、C点から真北211度24分41秒2.78メートルの地点
- E点は、D点から真北133度42分27秒32.93メートルの地点
- F点は、E点から真北39度25分21秒20.40メートルの地点
- G点は、F点から真北110度45分38秒7.75メートルの地点
- H点は、G点から真北32度13分12秒18.64メートルの地点
- I点は、H点から真北57度30分58秒3.39メートルの地点
- J点は、I点から真北96度34分50秒18.35メートルの地点
- K点は、J点から真北119度30分18秒13.87メートルの地点
- L点は、K点から真北110度51分02秒22.68メートルの地点
- M点は、L点から真北97度16分12秒12.88メートルの地点
- N点は、M点から真北105度59分25秒23.67メートルの地点
- O点は、N点から真北128度46分49秒15.21メートルの地点
- P点は、O点から真北159度23分27秒21.55メートルの地点
- Q点は、P点から真北185度32分24秒31.52メートルの地点
- R点は、Q点から真北254度52分15秒162.30メートルの地

点

S点は、R点から真北308度20分33秒127.14メートルの地

点

ウ 面積

22,977.94平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成25年10月31日

○愛媛県告示第1214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（レーザ計測）

2 作業期間 平成25年11月 8 日から

平成26年 1月31日まで

3 作業地域 宇和島市、愛南町

○愛媛県告示第1215号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（既成図数値化）

2 作業期間 平成25年11月 8 日から

平成26年 3月20日まで

3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第1216号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年11月 8 日

愛媛県四国中央保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

リンテック株式会社

東京都板橋区本町23番23号

代表取締役 大内 昭彦

2 事業場の名称及び所在地

リンテック株式会社三島工場

四国中央市三島紙屋町 2 番46号

3 特定施設に関する事項

No.1 レンスイファイバー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64の2号 ろろ過施設
特定施設の能力	1日当たり3,264立方メートル処理
工事の着手予定年月日	平成25年12月20日

工事の完成予定年月日	平成26年 1月31日		
使用開始の予定年月日	平成26年 2月 1日		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.8~7.8	最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40	最大 50
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400	最大 600
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20	最大 30
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3	最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 70	最大 75	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 浄水機

設 置 年 月 日	平成25年 3月31日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 3,900ミリメートル 横 14,500ミリメートル 高さ 1,650ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧浮上		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 82 最大 92	通常 39 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 217 最大 293	通常 35 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,425 最大 5,275	通常 4,350 最大 5,200

(2) No.2 浄水機

設 置 年 月 日	昭和46年5月9日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 3,900ミリメートル 横 14,000ミリメートル 高さ 1,600ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 82 最大 92	通常 39 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 217 最大 293	通常 35 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,325 最大 5,255	通常 4,250 最大 5,180

(3) No.3 浄水機

設 置 年 月 日	昭和48年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 3,900ミリメートル 横 14,400ミリメートル 高さ 1,500ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 81 最大 92	通常 39 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 217 最大 293	通常 35 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,425 最大 5,275	通常 4,350 最大 5,200

(4) No.4 浄水機

設 置 年 月 日	平成8年2月26日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 3,908ミリメートル 横 14,848ミリメートル 高さ 1,500ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧浮上		

処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 91 最大 151	通常 44 最大 85
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 246 最大 359	通常 43 最大 62
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,075 最大 4,075	通常 4,000 最大 4,000

(5) 生物膜処理機

設 置 年 月 日		平成8年2月26日	
処 理 施 設 の 種 類		生物処理	
処 理 施 設 の 型 式		生物膜処理	
処 理 施 設 の 構 造		鋼製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		直径 3,000ミリメートル 高さ 4,900ミリメートル 3槽	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり4,000立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		固定床生物膜ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 44 最大 85	通常 21 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 30 最大 40

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 43 最大 62	通常 15 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3

(6) 高速沈殿分離

設 置 年 月 日	平成8年2月26日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 3,600ミリメートル 高さ 6,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 35 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	汚水等の1日当たりの量	通常 800 最大 960	通常 800 最大 960

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.4~7.9
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	35
		最大	50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	30
	最大	45	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	14
		最大	20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2
		最大	3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	16.950
		最大	19.580

備考 この他に雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第1217号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年11月 8 日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成25年10月29日
- 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字山ノ端205番2、198番9、198番9地先農道
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 37.66メートル
(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月 8 日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第35号 平成25年10月30日	東温市志津川字梅段甲1878番1	東温市田窪2300番地5 藤田 大介

○愛媛県告示第1219号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年11月 8 日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般・特-21)第2592号	平成22年1月19日	(株)大任建設	鈴木 善幸	八幡浜市産業通3-3	平成25年9月17日	土木工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月 8 日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島1581番から 同市日振島1576番まで	平成25年11月 8 日

○愛媛県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3729番9	旧	メートル 13.7~19.5	キロメートル 0.039	
			新	13.7~24.0	0.039	

○愛媛県告示第1222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3729番9	平成25年11月8日

○愛媛県告示第1223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町上老松甲83番1から 同町下須戒甲1838番3まで	旧	メートル 8.5~47.9	キロメートル 0.354	
			新	10.0~45.6	0.232	

○愛媛県告示第1224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町上老松甲83番1から 同町下須戒甲1838番3まで	平成25年11月10日 15:00

○愛媛県告示第1225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲保内線	大洲市平野町平地5349番3から 同町平地5357番まで	平成25年11月8日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月29日	特定非営利活動法人 クローバー	武田美保	松山市富久町316	この法人は、障害者及びその家族に対して、地域生活支援や余暇活動、社会体験の場を提供し、児童及び者、その家族に対して、子どもの健全育成と子育てに関する支援を行い、地域の社会福祉に寄与する事を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月8日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月29日	特定非営利活動法人 花	平地樞亨	松山市辻町13番15号	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙愛媛県第1区における公職の候補者塩崎恭久の出納責任者小泉泰方から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成25年3月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年11月8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
<p>1・2 省略</p> <p>3 報告書の要旨</p> <p>(1) 愛媛県第1区</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>塩崎恭久</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td>期間</td> <td>平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで</td> <td>第1回分 第2回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td>小泉泰方</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td>支出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td>(職業) (寄附額)</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党愛媛県第一選挙区支部</td> <td>13,000,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	候補者氏名	塩崎恭久	所属党派	自由民主党	期間	平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで	第1回分 第2回分	出納責任者氏名	小泉泰方						収入		支出					主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	省略					自由民主党愛媛県第一選挙区支部	13,000,000円						省略							<p>1・2 省略</p> <p>3 報告書の要旨</p> <p>(1) 愛媛県第1区</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>塩崎恭久</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td>期間</td> <td>平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで</td> <td>第1回分 第2回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td>小泉泰方</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td>支出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td>(職業) (寄附額)</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党</td> <td>13,000,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	候補者氏名	塩崎恭久	所属党派	自由民主党	期間	平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで	第1回分 第2回分	出納責任者氏名	小泉泰方						収入		支出					主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	省略					自由民主党	13,000,000円						省略						
候補者氏名	塩崎恭久	所属党派	自由民主党	期間	平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで	第1回分 第2回分																																																																															
出納責任者氏名	小泉泰方																																																																																				
収入		支出																																																																																			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	省略																																																																																			
自由民主党愛媛県第一選挙区支部	13,000,000円																																																																																				
省略																																																																																					
候補者氏名	塩崎恭久	所属党派	自由民主党	期間	平成24年11月19日から 平成25年1月23日まで	第1回分 第2回分																																																																															
出納責任者氏名	小泉泰方																																																																																				
収入		支出																																																																																			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	省略																																																																																			
自由民主党	13,000,000円																																																																																				
省略																																																																																					

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第14号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年11月8日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ハイブリッド手術室（OR）システムの購入 （愛媛県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年10月28日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号（剛堂会館内）	196,665,000円	一般競争入札	平成25年9月13日